

①国名	Kyrgyz Republic (KG) (キルギス共和国)				
②名称	State Agency of Intellectual Property and Innovation under the Cabinet of Ministers of the Kyrgyz Republic (Kyrgyzpatent)				
③所在地	62 Moskovskaya Street, Bishkek 720021				
④連絡先	(電話) (996 312)68 08 19 (FAX) (996 312)68 17 03 (E-mail) info@patent.kg /inter@patent.kg (internet) http://patent.gov.kg/				
⑤組織の長	Chairman : Mrs. Rakhat Kerimbaeva				
⑥沿革	<p>(1) 1993年に最初の工業所有権局が、科学技術に関する国家委員会の特許局として設立された。</p> <p>(2) 1995年、この特許部は教育科学省の一部門として承認され、1年後知的財産権を包括的に管する単一の国家当局の必要性が求められ、1996年に国家科学知的財産権局が設立された。</p> <p>(3) 1993年8月2日に、工業所有権に関する暫定規則がキルギスに制定された。</p> <p>(4) 最初の工業所有権法典は、1998年12月に採択され、その後、各法律は改正されてTRIPS協定に調和したものとなっている。</p> <p>(5) その後、1998年1月、2002年7月に特許、意匠の改正が行われ、さらに2003年2月に改正され、その改正法が施行されている。</p> <p>(6) 現在の商標、サービスマーク及び原産地表示に関する法律も、2003年2月に施行されている。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権、原産地名称の保護、コンピュータプログラムの保護、半導体集積回路の回路配置保護				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1991/12/25	1999/7/8			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	2004/11/18	1991/12/25	2005/4/28	2002/10/12	2003/8/13
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2009/3/16	2002/8/15		2002/3/6	2002/8/15
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	2003/5/17		2003/3/17	2003/12/23	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1991/12/25	2004/6/17	1991/12/25	1998/12/10	1998/12/10
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
	1999/9/10		1998/12/20		

①国名	Kyrgyz Republic (KG) (キルギス共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	64	87	71	75
		(内 外国出願)	1	4	3	8
		(内 日本から)				
		(内 PCT ルート)		1		6
	実用新案	全数	24	17	7	18
		(内 外国出願)	5	2		
	意匠	全数	120	125	124	160
		(内 外国出願)	114	118	117	157
		(内 日本から)	2	3		
	商標	全数	3,136	3,335	3,280	3,882
		(内 外国出願)	2,858	3,020	2,860	3,296
		(内 日本から)	73	65	43	33
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	49	39	47	50
		(内 外国出願)	4			3
		(内 日本から)				
		(内 PCT ルート)				2
	実用新案	全数	24	22	21	13
		(内 外国出願)	2	5	3	
	意匠	全数	125	112	110	148
		(内 外国出願)	122	108	105	145
		(内 日本から)	2	2		
商標	全数	3,332	3,396	3,456	3,769	
	(内 外国出願)	3,083	3,149	3,163	3,442	
	(内 日本から)	74	76	86	46	
(出典) : WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

キルギス国知的財産サービス局は、政府から独立した組織となっており、次の10部から構成されている。

- (1) Legal Department
- (2) Information Support and State Registers Department
- (3) Department of Industrial Property and Selection Achievements Examination
- (4) Department of the Official Publications issuing and Translation
- (5) Copyright and Related Rights Department
- (6) Education and Research Department
- (7) Human Resources and Office Management Division
- (8) International Relations Division
- (9) State Fund of Intellectual Property
- (10) State Patent Technical Library

(出典) : キルギス国特許局のHP

①国名	Kyrgyz Republic (KG) (キルギス共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2006年3月31日施行 (2006年法律No. 79) (注)2006年法律No. 79は、本件の解析事項と関係がない事項の改正につき、本件は従前の2003年法律第46号(2003年2月27日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	キルギス国内のみ
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(特許法第9条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許法第17条)
	⑦出願言語	キルギス語、ロシア語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (特許法第4条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第5条)
	⑩グレース・リフト	発明者が最初に開示した日から12月(特許法第5条)
	⑪非特許対象	(1)科学的発見及び理論、数学的方法(手法)、ビジネス方法(手法) (2)知的活動の記号、表、規則及び方法(手法) (3) アルゴリズム及びコンピューターソフトウェア (4) 建築計画及びレイアウトプラン、集積回路のトポグラフィ (6) 動植物品種に関する発明 (5) 公序良俗違反 (特許法第5条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第24条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から30月以内。(特許法第23条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から18月経過後に公開される。 (特許法第23条(2))
	⑯異議申立制度の有無	有。権利有効期間中、何時でも異議申立が行える。(特許法第31条)
	⑰無効審判制度の有無	無。
	⑱実施義務	有。3年。特許付与日から3年以内に発明の実施義務が課せられている。(特許法第12条)

①国名	Kyrgyz Republic (KG) (キルギス共和国)	
	⑱費用 単位 KGS (キルギス・ソム)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 55 KGS(1 発明) 20 KGS(1 超の各発明につき) 予備審査料 55 KGS(1 発明) 20 KGS(1 超の各発明につき) 審査料 200 KGS(1 発明) 100 KGS(1 超の各発明につき) 10 KGS 15 KGS (10 超の従属発明) (20 超の各従属発明につき) 登録・公告料 120 KGS(明細書が 35 頁まで) 10 KGS(35 頁超の明細書の各頁につき) [特許権維持に掛かる費用] 年金 3 年次 60 KGS 13 年-15 年次 360 KGS(毎年) 4 年次 75 KGS 16 年-18 年次 420 KGS(毎年) 5 年次 90 KGS 19 年-20 年次 480 KGS(毎年) 6 年次 100 KGS 21 年次 500 KGS 7 年次 120 KGS 22 年次 525 KGS 8 年次 150 KGS 23 年次 550 KGS 9 年-10 年次 180 KGS(毎年) 24 年次 575 KGS 11 年-12 年次 240 KGS(毎年) 25 年次 600 KGS
	⑳料金減免措置の有無	有。出願人が個人及び非収益機関の場合は 90%、また出願人が小企業の場合は 70%減額される。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	有。審査料が、国際調査報告書がある場合は 25%に、更に国際予備審査報告書がある場合は 50%に減額される。

①国名	Kyrgyz Republic (KG) (キルギス共和国)	
実用新案制度	②最新実新案法の施行年月日	2003年2月27日施行 (2003年法律第46号) (注)2006年法律No.79は、本件の解析事項と関係がない事項の改正につき、本件は従前の2003年法律第46号(2003年2月27日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	キルギス国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(特許法第9条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許法第17条)
	⑦出願言語	キルギス語、はロシア語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から5年。3年の延長が可能。 (特許法第4条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第5条)
	⑩グレース・ピリオド	発明者が最初に開示した日から12月(特許法第5条)
	⑪不登録対象	(1)科学的発見及び理論、数学的方法(手法)、ビジネス方法(手法) (2)知的活動の記号、表、規則及び方法(手法) (3)アルゴリズム及びコンピューターソフトウェア (4)建築計画及びレイアウトプラン、集積回路のトポグラフィー (6)動植物品種に関する発明 (5)公序良俗違反 (特許法第5条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第25条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から18月経過後に公開される。 (特許法第23条(2))
	⑯異議申立制度の有無	有。権利有効期間中、何時でも異議申立が行える。(特許法第31条)
	⑰無効審判制度の有無	無。
	⑱実施義務	有。3年。特許付与日から3年以内に発明の実施義務が課せられている。(特許法第12条)

①国名	Kyrgyz Republic (KG) (キルギス共和国)																	
	⑱費用 単位 KGS (キルギス・ソム)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 20 KGS(1 考案につき) + 10KGS(1 超に各考案につき) 予備審査料 55 KGS(1 考案につき) KGS(1 超の各考案につき) 登録・公告料 80 KGS(明細書が 35 頁まで) 10 KGS(35 頁超の明細書の各頁につき) [実用新案権の維持に掛かる費用] 年金 <table border="0" data-bbox="678 448 1308 593"> <tr> <td>1 年次</td> <td>40 KGS</td> <td>5 年次</td> <td>80 KGS</td> </tr> <tr> <td>2 年次</td> <td>50 KGS</td> <td>6 年次</td> <td>100 KGS</td> </tr> <tr> <td>3 年次</td> <td>60 KGS</td> <td>7 年次</td> <td>100 KGS</td> </tr> <tr> <td>4 年次</td> <td>60 KGS</td> <td>8 年次</td> <td>120 KGS</td> </tr> </table>	1 年次	40 KGS	5 年次	80 KGS	2 年次	50 KGS	6 年次	100 KGS	3 年次	60 KGS	7 年次	100 KGS	4 年次	60 KGS	8 年次	120 KGS
1 年次	40 KGS	5 年次	80 KGS															
2 年次	50 KGS	6 年次	100 KGS															
3 年次	60 KGS	7 年次	100 KGS															
4 年次	60 KGS	8 年次	120 KGS															
	⑳料金減免措置の有無																	
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	有。																

①国名	Kyrgyz Republic (KG) (キルギス共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2003年2月27日施行 (2003年法律第46号)
	③地理的効力の範囲	キルギス国内のみ
	④他国制度との関係	無
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(特許法第9条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許法第17条)
	⑦出願言語	キルギス語又はロシア語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。5年の延長が可能。 (特許法第4条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第7条)
	⑩グレース・リフト	有。創作者、承継人による開示。期間は、最初に開示した日から6月。
	⑪不登録対象	(1)物品の機能の結果得られる意匠。 (2)建築形態に関する意匠(除、小規模な建築形態) (3)印刷物 (4)不定形状の物品 (5)公序良俗違反 (特許法第7条)
	⑫実体審査の有無	有。(特許法第27条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から12月以内。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。付与後異議申立制度であり、権利有効期間中、何時でも異議申立が行える。(特許法第31条)
	㉒無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：有。権利有効期間中、何時でも異議申立が行える。無効審判制度は無。
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Kyrgyz Republic (KG) (キルギス共和国)	
②④費用 単位 KGS (キルギス・ソム)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 40 KGS(1 意匠) 20 KGS(2-10 個の各意匠につき) 25 KGS(10 超個の各意匠につき) 予備審査料 40 KGS(1 意匠につき) 20 KGS(1 超個の各意匠につき) 25 KGS(10 超個の各意匠につき) 審査料 150 KGS(1 意匠につき) 75 KGS(1 超個の各意匠につき) KGS(10 超個の各意匠につき) 登録・公告料 120 KGS(明細書が 35 頁まで) 10 KGS(35 頁超の明細書の各頁につき) [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 3 年次 70 KGS 9 年次 175 KGS 4 年次 80 KGS 10 年次 200 KGS 5 年次 90 KGS 11 年次 250 KGS 6 年次 100 KGS 12 年次 300 KGS 7 年次 125 KGS 13 年次 375 KGS 8 年次 150 KGS 14 年次 400 KGS 15 年次 450 KGS	
②⑤料金減免措置の有無	無。	

①国名	Kyrgyz Republic (KG) (キルギス共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2003年2月27日施行 (2003年法律第46号)
	③地理的効力の範囲	キルギス国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、原産地表示(名称)、団体商標(商標法第1条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、立体商標、結合商標、色彩商標(商標法第2条)
	⑦出願人資格	事業活動を営む法人又は自然人(商標法第2条)
	⑧権利付与の原則	先願主義(商標法第7条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。キルギスに居所又は事業拠点を有しない出願人は、特許代理人を選任しなければならない。(商標法第6条)
	⑪出願言語	キルギス語、ロシア語(商標法第6条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。権利者の請求により更に10年間の更新が可能。(商標法第15条)
	⑬グレース・リフト	有。公認の国際博覧会における展示日から6ヶ月。(商標法第7条)
	⑭不登録対象	(1)国家の紋章、旗章、記章、国家の名称、国際及び国家間機関の紋章略称及び正式名称。 (2)識別力が欠如しているもの。 (3)特定の種類の商品及びサービスを表示するために使用されている商標。 (4)商品及びサービスの種類、質、量、特性、目的、価値を示す商標、商品の製造若しくは販売の場所又は時期を示す商標及びサービスの提供の場所又は時期を示す商標。 (5)商品及びサービス又は商品の製造者若しくはサービスの提供者に関して欺瞞的混同を生じるおそれがある商標。 (6)一般的に使用されているシンボル及び文言。 (7)公序良俗違反(商標法第4条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。審査は、予備審査及び完全(実体)審査が行われる。また、先の登録商標と同一又は類似でないかについてもチェックされる。(商標法第8条～第10条)
	⑲審査請求制度の有無	無。(商標法第8条)
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
㉒異議申立制度の有無	無。 (商標法第8条、第12条、第13条、第25条)	
㉓無効審判制度の有無	有。無効は、登録日から5年以内に請求しなければならない。但し、絶対的拒絶理由を根拠とするときは、期限の制限はない。(商標法第25条)	

①国名	Kyrgyz Republic (KG) (キルギス共和国)	
②④不使用取消 (キルギス・ソム)	有。3年。出願日から3年、又は登録日から3年の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。 (商標法第20条)	
②⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。	
②⑥図形要素の分類	無	
②⑦譲渡要件	無。商標は、営業とは関係なく、自由に譲渡することができる。 (商標法第22条)	
②⑧費用 単位 KGS (キルギス・ソム)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 100 KGS(1クラス) 50 KGS(1超の各クラスにつき)</p> <p>審査料 265 KGS(1クラス) 125 KGS(1超の各クラスにつき)</p> <p>登録料 265 KGS(白黒のとき) 300 KGS(カラーのとき)</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料 400 KGS(1クラス) 50 KGS(2超の各クラスにつき)</p>	
②⑨料金減免措置の有無		